

令和2年 第12回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年11月6日（金）

午前10時00分から

場 所：八千代市福祉センター4階研修室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第12回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市福祉センター4階研修室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	副主幹 笠川浩伸
5 会議の議案	第1号 在外選挙人名簿から抹消することについて 第2号 政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めることについて	
6 閉会時刻	午前10時40分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第12回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。</p> <p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和2年11月6日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案の1名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和2年第11回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数から、この抹消する者1名を除いた登録者数は、男83名、女84名、計167名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 本日、追加議案が1件ございます。追加議案につきましては、お</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>手元に配布のとおりでございます。お諮りいたします。</p> <p>追加議案につきましては、緊急を要しますことから、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、会議に付議されたものとして、本日の委員会日程に追加し、審議することに異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会日程に追加し、審議いたします。</p>
周郷委員長	<p>議案第2号「政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第17項の政治活動のために使用する立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限が令和2年12月31日に到来するため、政治活動に使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和56年5月11日選管規程第1号）第1条第2項の規定により、次のとおり定める。</p> <p>令和2年11月6日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第17項で規定する、政治活動のために使用する立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和56年5月11日選管規程第1号）第1条第1項の規定により、本委員会が交付する第1号様式の証票を用いることとされておりますが、現在の証票の有効期限が本年12月31日に到来いたします。</p> <p>つきましては、今後、新たに作成する同証票については、同規程同条第2項の規定により、有効期限をこれまでと同様、5年と定めたいとするものです。</p> <p>なお、千葉県においては、平成27年の更新時から有効期限を4年に変更し、交付件数が最多である県議用証票の更新時期と選挙の時期に関連を持たせております。</p> <p>本市におきましては、事務の効率化等を考慮し、選挙がある年の同時期に選挙執行と証票の更新が重なると事務が煩雑化し、また、選挙直前に証票更新があるよりも選挙後に証票更新をすることにより、適正な証票交付が図れることから、これまでと同様の5年と定めたいとするものです。</p> <p>以上、審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。

発言者	発 言 要 旨
	質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
周郷委員長	事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	《事務局から》 ・ 出前講座の実施について ・ 八千代市長選挙の期日について ・ 八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の一部改正について
周郷委員長	これをもちまして、令和2年第12回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。